

令和4年度 特別支援学校教育支援事業募集要項

1 趣 旨

青少年の健全な育成に資するため、教育・文化の発展・向上に寄与するという当会の目的を実現するため、特に教育環境づくりが困難とされる特別支援学校を対象に、教育図書または教材・教具の贈呈を通して、学校教育の発展・向上に寄与する。

2 募集資格等

岡山県内の国公立特別支援学校を対象として、事業を年度内に行うことが可能である学校とします。なお、複数の校地がある学校については、各校地でそれぞれ応募することができます。

3 助成金額等

1校あたり助成額の上限を20万円（税込）とし、次の費用を対象とします。

- (1) 児童・生徒用図書費（娯楽性の高いマンガ・雑誌等は対象外）
- (2) 教材・教具費

※ (1)及び(2)の両方を申請することもできます。

4 募集期間

令和4年10月20日～令和4年11月30日

応募締切日が土日祝日にあたる場合は、その直前の平日を締切日（必着）とします。

5 申請手続き等

(1) 提出書類

「令和4年度 特別支援学校教育支援事業申請書」（様式1）及び「特別支援学校教育支援事業口座報告書」を提出してください。

(2) 書類提出先 〒703-8258 岡山市中区西川原 255 番地

公益財団法人日本教育公務員弘済会岡山支部

支援学校教育支援係

TEL (086) 272-1909

6 選 考

選考委員会において、下記の点に重点を置いて選考し、選考結果を令和4年12月下旬に通知します。

- ①事業の公益性・社会性 : 申請内容が、十分な公益性・社会性を有したものであるか。
- ②事業の適正性 : 申請内容が、助成の趣旨と合致しているか。
- ③事業の必要性 : 課題、ニーズを的確に把握しているか。
- ④事業の実現性 : 申請内容の実施方法は適切で、実現可能な計画が立てられているか。

7 その他

- (1) 教材・教具として汎用性のある機器等（PC・タブレット関連機器、視聴覚機器）を申請される場合は、申請理由を説明していただき、機器等の見積書（カタログのコピーも可）を添付してください。
- (2) 選考の結果、助成が決定した学校は、決定通知の送付の後に、助成金を「特別支援学校教育支援事業口座報告書」にご記入いただいた指定の銀行口座へ送金します。
「特別支援学校教育支援事業口座報告書」の口座名義について、個人名義の口座ではなく学校の口座で、同僚会・PTA・特別会計等の口座は助成金振込口座として不適当なため、指定できません。なお、「特別支援学校教育支援事業口座報告書」は申請書と一緒に支部へ送付してください。
- (3) 助成が決定した学校には、弘済会の役職者等が学校を訪問して目録を贈呈します。贈呈時には弘済会事業概要説明会を開催させていただきます。
- (4) 助成金を受けた学校は、年度末までに「特別支援学校教育支援事業成果報告書」（様式2）に領収書（原本）を添付してご提出ください。教育図書で一店舗あたりの合計金額が1万円以下の場合には、レシートの提出でも可とします。なお、成果報告書の記載内容については、当財団が公表できるものとします。
- (5) この事業は令和4年度のみのものであります。
- (6) この要項に定めのない事項については、公益財団法人日本教育公務員弘済会岡山支部長が別に定めるものとします。